２　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　国内代表者等を変更した場合であって当該変更後の国内代表者等が法人であるとき　当該国内代表者等の登記事項証明書及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類

二　国内代表者等を変更した場合であって当該変更後の国内代表者等が個人であるとき　当該国内代表者等の住民票の写し及び当該変更後の国内代表者等に法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三による書類

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

３　法第二十一条第二項の規定により同条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出をしようとする大規模特定電気通信役務提供者は、様式第四の届出書を提出しなければならない。

（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）

第十三条　法第二十二条第一項の申出を行うための方法は、被侵害者が日本語による申出を行うことができるものでなければならない。　［新設］

２　法第二十二条第一項の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（侵害情報調査専門員の数）

第十四条　法第二十四条第二項の総務省令で定める数は、大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数にかかわらず、全ての大規模特定電気通信役務の種別について、大規模特定電気通信役務ごとに一人とする。　［新設］

（侵害情報調査専門員の選任及び変更の届出）

第十五条　法第二十四条第三項の規定により届出をしようとする者は、総務大臣に、様式第五の届出書を提出しなければならない。　［新設］

２　法第二十四条第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　選任した専門員の数（法第二十四条第三項後段の場合にあっては、変更後の専門員の数）

二　選任した専門員の氏名、生年月日及び所属

三　当該者を選任した理由

（申出者に対する通知）

第十六条　法第二十五条第一項の総務省令で定める期間は、七日とする。　［新設］

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第十七条　法第二十六条第一項の総務省令で定める一定の期間は、十四日とする。　［新設］

（措置の実施状況等の公表）

第十八条　法第二十八条の規定により公表しようとする大規模特定電気通信役務提供者は、毎公表年度経過後二月以内に、次に掲げる要件を満たす方法により、公表しなければならない。　［新設］

一　インターネットを利用するものであること。

二　電子情報処理組織により判読できるものであること。